

令和5年(フ)第1号

決 定

埼玉県東松山市大字石橋1685番地7

破産者 株式会社ヴィンテージ・ヴァリュー

主 文

本件破産手続を廃止する。

理 由

破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認める。

令和6年4月30日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁 判 官 森 淳 子

これは正本である。

令和6年4月30日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 森 本 清 美

